

公認コーチ資格認定制度細則

第1章 総則

- 第1条 公益社団法人日本スカッシュ協会(以下JSAと称する)はコーチ技術の向上と公認コーチ増加によるスカッシュの普及発展を促進させる為に公認コーチ資格認定制度を設ける。
- 第2条 公認コーチの資格認定、普及トレーナーの認定をする為に公益社団法人日本スカッシュ協会競技委員会のコーチ部会内部に公認コーチ資格認定組織(以下本部会と称する)を設ける。
- 第3条 本部員は理事会の議を経て会長が委嘱した部員(以下本部員と称する)若干名で組織される。
- 第4条 本部会の構成は部長1名、部員を若干名とする。

第2章 公認コーチと普及トレーナー

- 第5条 公認コーチには次の3つレベルを設ける。これらの資格取得者のみが「JSA 公認コーチ」として日本国内にてコーチング業に従事することができる。
- 「レベル1」
一般的なクラブプレーヤーをコーチングする指導者を対象とする。
- 「レベル2」
競技プレーヤーをコーチングする指導者を対象とする。
- 「レベル3」
日本代表プレーヤーレベルやプロプレーヤーをコーチングする指導者を対象とする。
- 第6条 普及トレーナーは公認コーチとは異なり、スカッシュを正しく伝え、初心者レベルでのグループ作り等をサポートできる能力に主たる目的を置き、普及発展に寄与する人々の為の制度である。認定者には「レベルT」の称号が与えられる。

第3章 資格認定基準

第7条 公認コーチ資格認定基準を次の通りとする。

(1)レベル1の認定基準を次の通りとする。

- a. JSA の会員(プロ会員又は個人選手会員)である。
- b. 20 歳以上である。
- c. 2年以上スカッシュのプレーの経験がある。
- d. スカッシュの十分なスキルがあり、ルールを熟知している。
- e. レベル1認定講習会を受講して、実技評価、筆記試験に合格する。

(2)レベル2の認定基準を次の通りにする。

- a. JSA の会員(プロ会員又は個人選手会員)である。
- b. レベル1合格後、12ヶ月以上経過している。
- c. 21 歳以上である。
- d. 3年以上スカッシュのプレーの経験がある。
- e. レベル2認定講習会を受講して、実技評価、筆記試験に合格する。
- f. 実技評価・筆記試験合格後に、課題提出と実技指導とそのレポート提出が必要となる。

(3)レベル3の認定基準を次の通りにする。

- a. JSA の会員(プロ会員又は個人選手会員)である。
- b. レベル2合格後、12ヶ月以上経過している。
- c. レベル2合格後、100時間以上のコーチング実績がある。
- d. 22 歳以上である。
- e. 3年以上スカッシュのプレーの経験がある。
- f. レベル3認定講習会を受講して、実技評価、筆記試験合格する。
- g. 実技評価・筆記試験合格後に、課題提出と実技指導とそのレポート提出が必要となる。

第8条 普及トレーナーの認定基準は次のとおりとする。

(1)レベルT認定は次の通りとする。

- a. JSA の会員(プロ会員、個人選手会員、学連会員、一般会員のいずれか)である。
- b. 18 歳以上である。
- c. スカッシュの普及発展に興味がある。
- d. スカッシュの基本ルールの知識があり十分なスキルがある。
- e. 講習会に参加する。

第9条 公認コーチに認定された者には資格証が与えられる。

第10条 普及トレーナー講習会にて認定された者には参加認定証が発行される。

第11条 公認コーチに認定された者は3年毎に規定の公認料を納めなければならない。

第4章 講習会と認定試験

- 第12条 講習会の開催はJSA、JSA 地区支部もしくはJSAの認可を得た事業団体が開催する。開催に際しては別途定める開催マニュアルを遵守しなければならない。
- 第13条 認定試験は講習会開催に併設して行う。試験の合否は筆記試験の他に講習会の中で行う課題取り組みや実技などにて総合評価する。開催に際しては別途定める開催マニュアルを遵守しなければならない。
- 第14条 講習会の講師はJSAの承認を得た公認コーチが行う。これを公認コーチ資格制度講師と呼ぶ。講師承認については別途、開催マニュアルに定める。

第5章 資格

- 第15条 次の場合には認定資格は失効する。
- (1) 受講時と同様のJSA 会員登録を失効した場合。
 - (2) 認定試験合格後2ヶ月以内に公認料を納入しなかった場合。
 - (3) 更新に必要な公認料を指定日までに納入しなかった場合。
 - (4) 部会が失格を適当と認めた場合。

第6章 附則

- 第16条 本細則の改廃は本部会の議を経て、運営委員会の承認を必要とする。
- 第17条 講習会、認定試験の開催、試験の合否認定など本制度運用に関する事項は別途マニュアルに定め、これに準じる。
- 第18条 本細則は平成30年4月1日より適用する。

平成18年3月8日制定
平成30年2月18日改訂